

3. 河川整備の実施に関する事項

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに

当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

3.1.1 河川工事の施行の場所

○河川改修

河川工事の施行の場所は、表-3.1.1、図-3.1.1に示すとおりです。

また、局所的に流下能力が不足している箇所については、必要に応じて部分的な改修を行い、既往最大規模となった平成30年7月豪雨による洪水及び令和3年7月洪水相当の流量について、河川からの溢水による家屋浸水被害を防止します。

表-3.1.1 対象河川及び施行区間

河川名	位置	区間延長
三津大川	・ JR 橋梁上流(0k200)～弘化橋(0k680)までの区間	約 0.48km
	・ 加計橋(2k100)～2k390 までの区間	約 0.30km

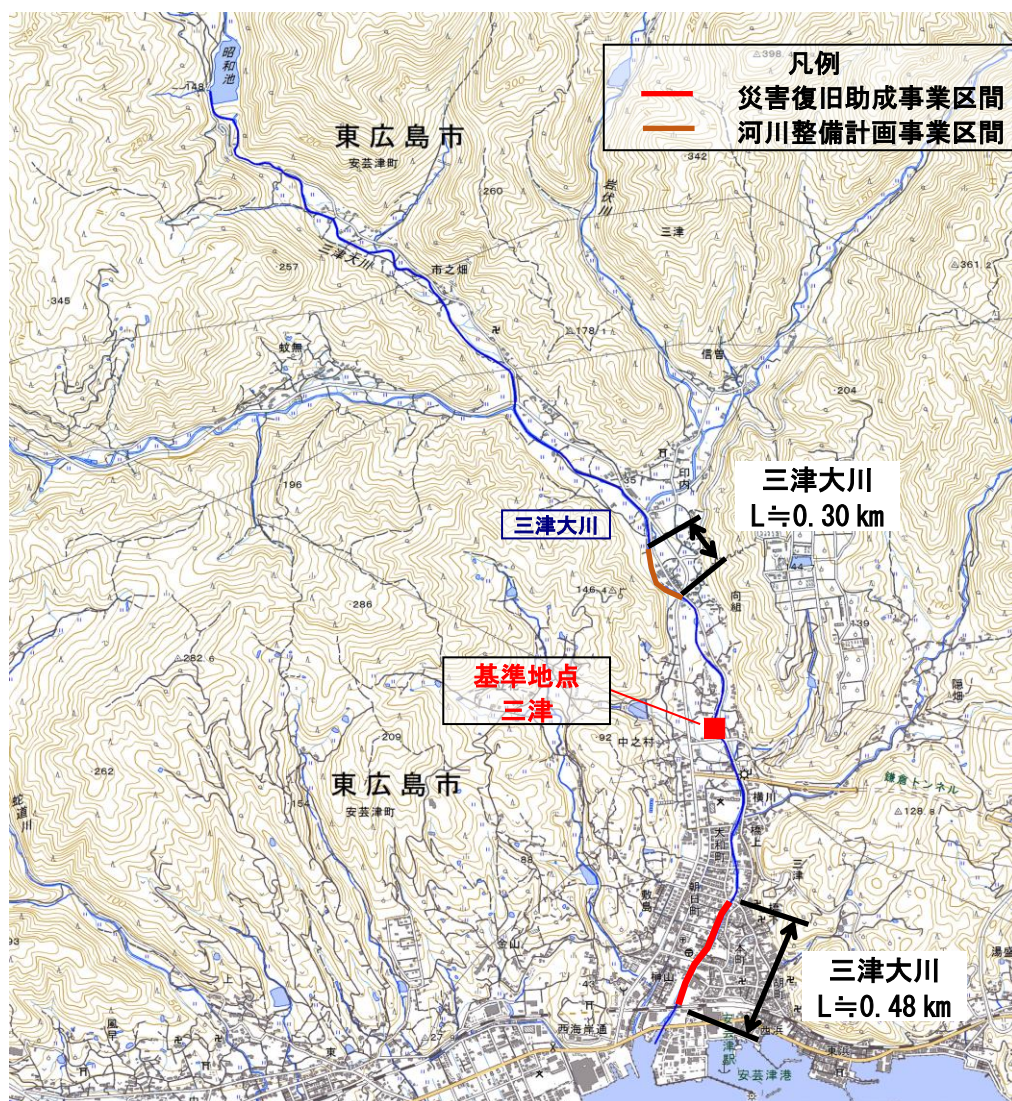


図-3.1.1 河川工事の施行の場所位置図

3.1.2 河川工事の目的、種類及び河川管理施設の機能の概要

(1) 河川改修

① JR 橋梁～弘化橋の区間

三津大川の JR 橋梁上流から弘化橋の区間は、平成 30 年 7 月豪雨による洪水及び令和 3 年 7 月洪水相当の流量について、河川からの溢水による家屋浸水被害を防止することを目的として、河川改修を実施します。

河川整備の目標となる流量については、基準地点「三津」において計画高水流量 $160\text{m}^3/\text{s}$ とし、安芸津市街地を流下する河道状況を勘案し、主として河道拡幅により、必要な河道断面積を確保します。

なお、河川改修を行う際には、滞筋や瀬、淵の復元を図ります。また、整備対象区間直下で春に漁が行われるシロウオ等の動植物に関しては、その生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、必要に応じ、専門家の指導・助言を得ながら、十分配慮するものとし、希少種については、ミチゲーションによる生息・生育・繁殖環境を保全します。さらに、河川整備を行う際には特定外来生物が流域内外に拡散しないよう検討します。

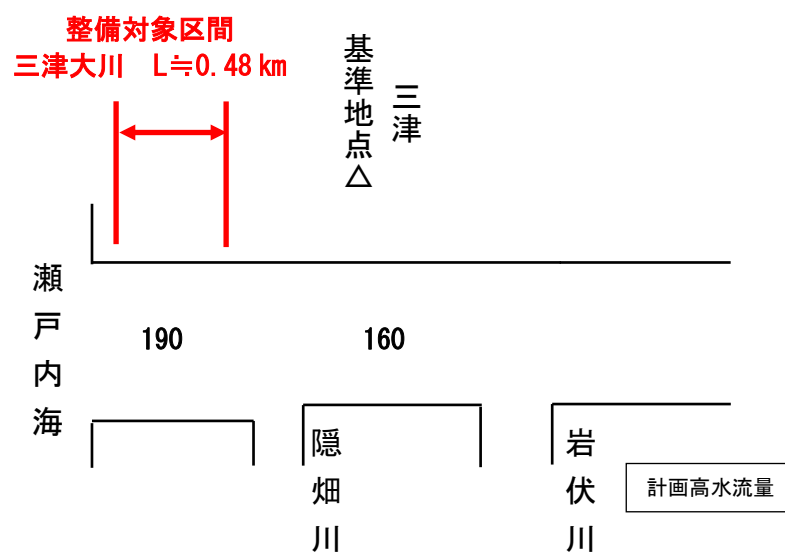


図-3.1.2 河川整備計画目標流量配分図（三津大川）

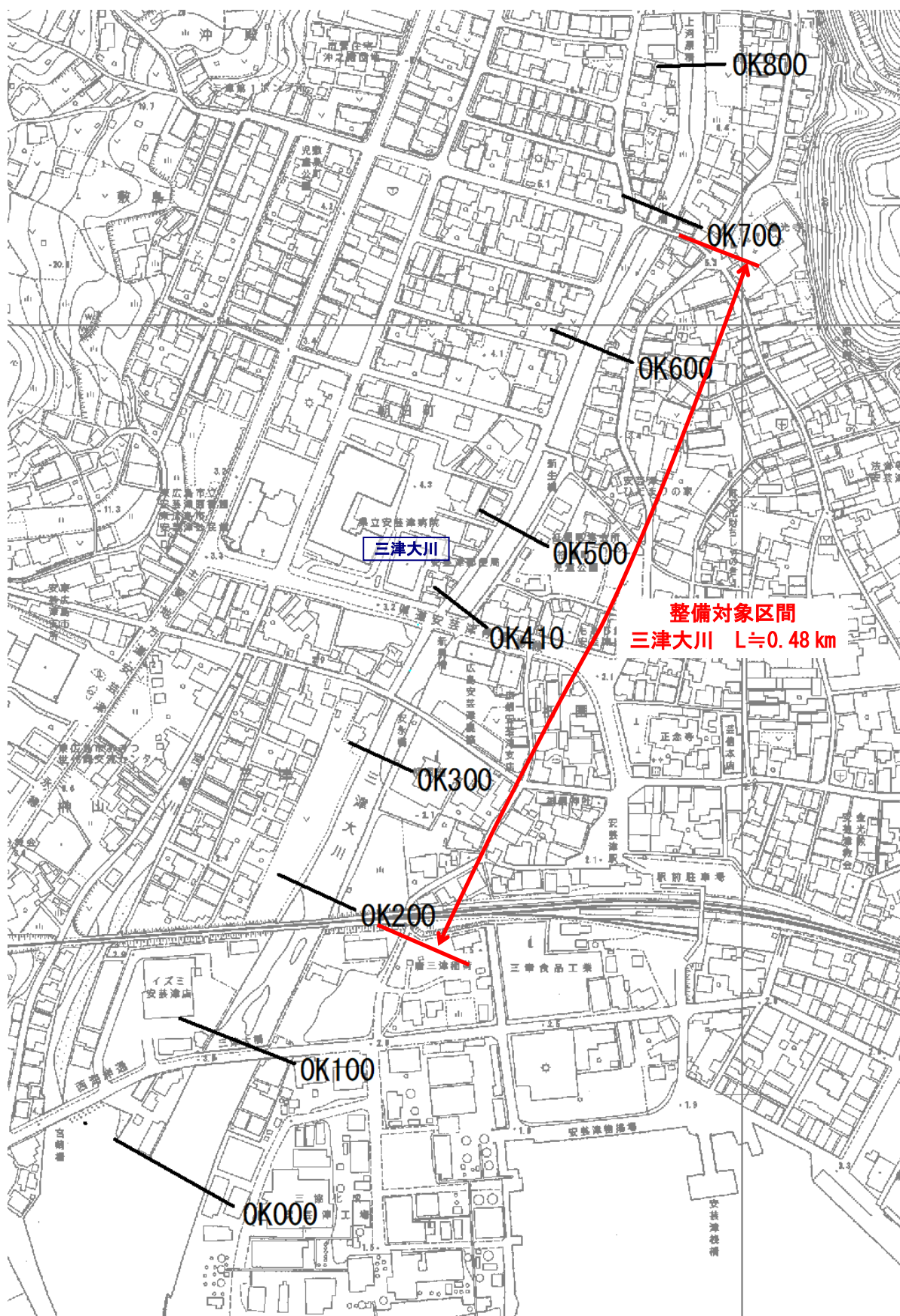


図-3.1.3 三津大川平面図

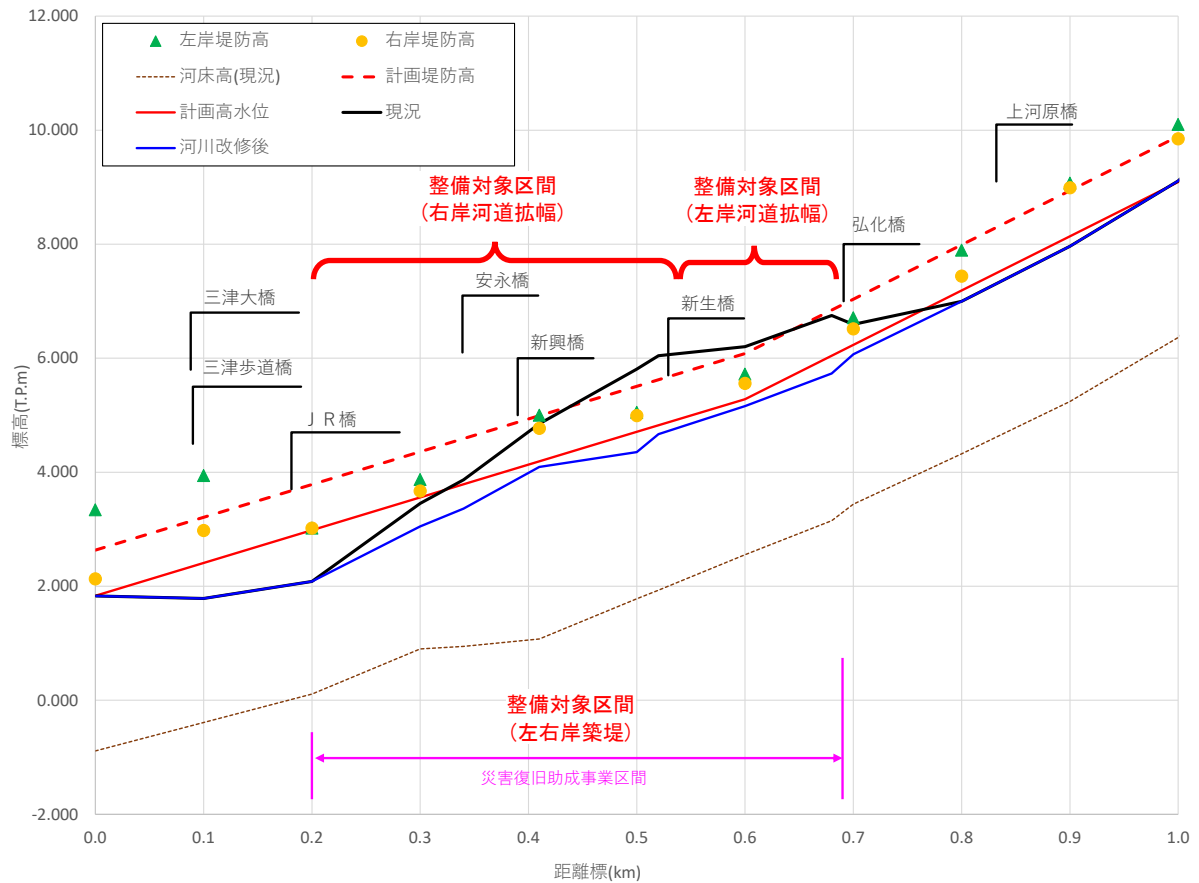
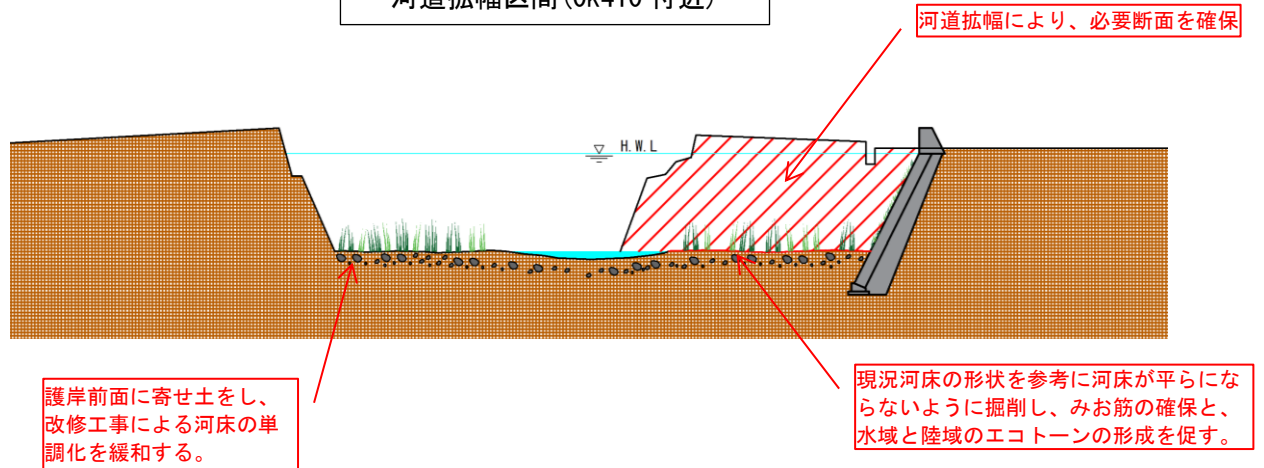


図-3.1.4 三津大川縦断図

河道拡幅区間(0k410 付近)



※実施に際しては、今後の調査・測量結果により、護岸の構造が変更になる場合もあります。

図-3.1.5 三津大川横断面図のイメージ図

②加計橋～2k390 の区間

三津大川の加計橋上流から 2k390 の区間は、平成 30 年 7 月豪雨による洪水及び令和 3 年 7 月洪水相当の流量について、河川からの溢水による家屋浸水被害を防止することを目的として、河川改修を実施します。

河川整備の目標となる流量については、基準地点「三津」において計画高水流量 $160\text{m}^3/\text{s}$ とし、主として護岸整備により、必要な護岸の高さを確保します。

なお、河川改修を行う際には、滞筋や瀬、淵の復元を図ります。また、動植物に関しては、その生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、必要に応じ、専門家の指導・助言を得ながら、十分配慮するものとし、希少種については、ミチゲーションによる生息・生育・繁殖環境を保全します。さらに、河川整備を行う際には特定外来生物が流域内外に拡散しないよう検討します。

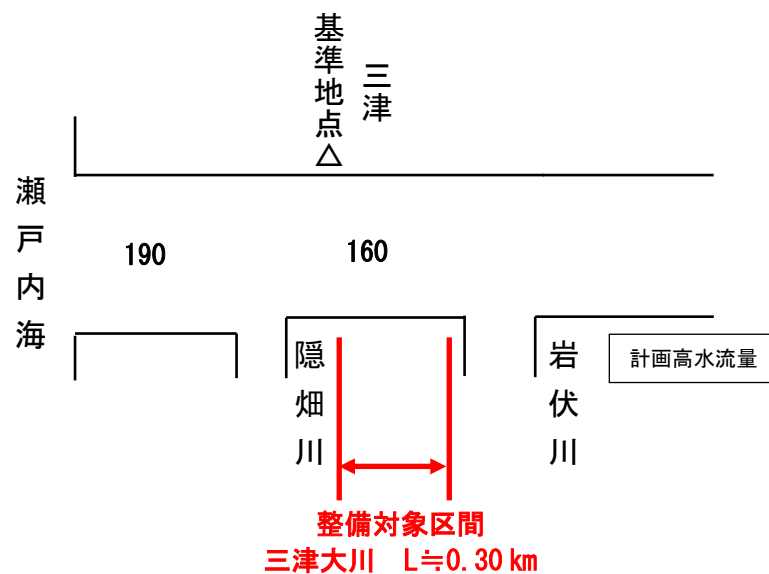


図-3.1.6 河川整備計画目標流量配分図（三津大川）

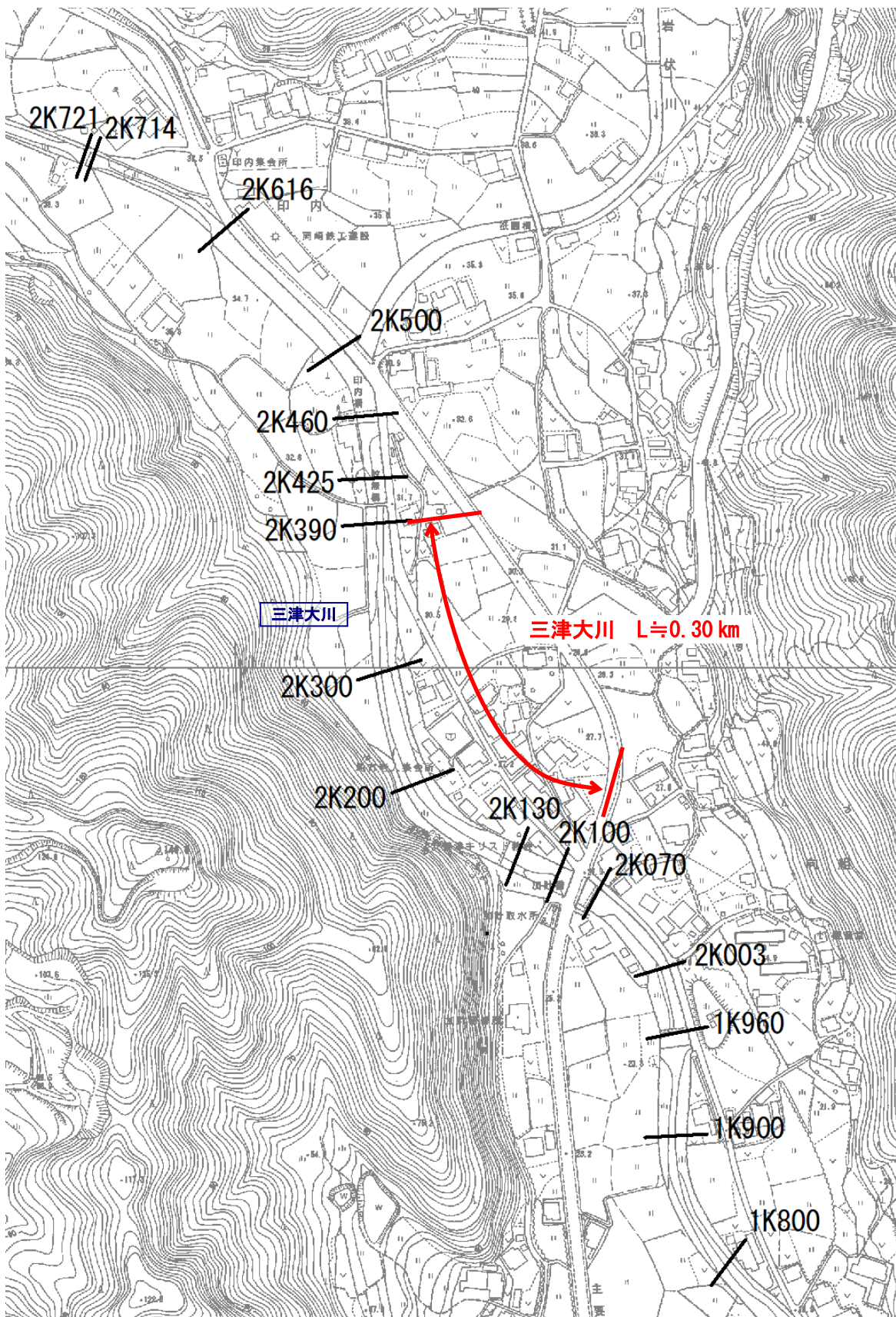


図-3.1.7 三津大川平面図

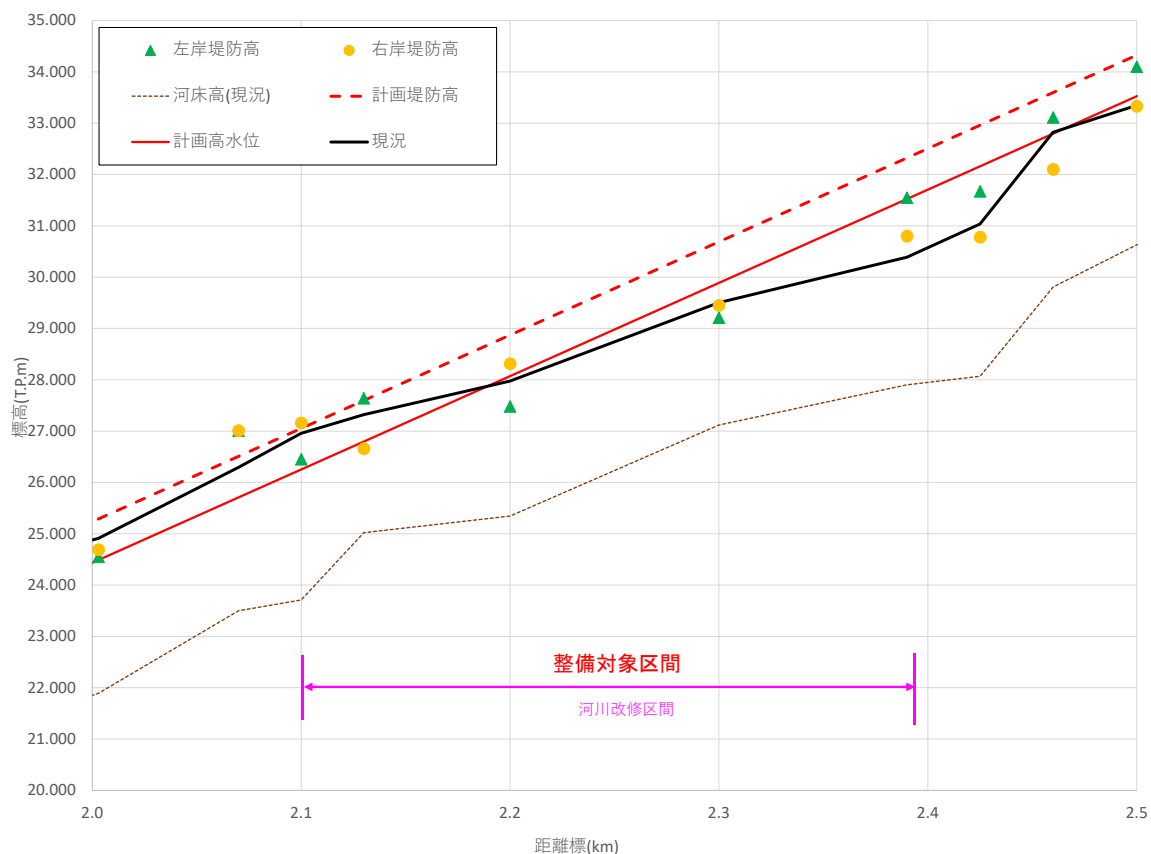
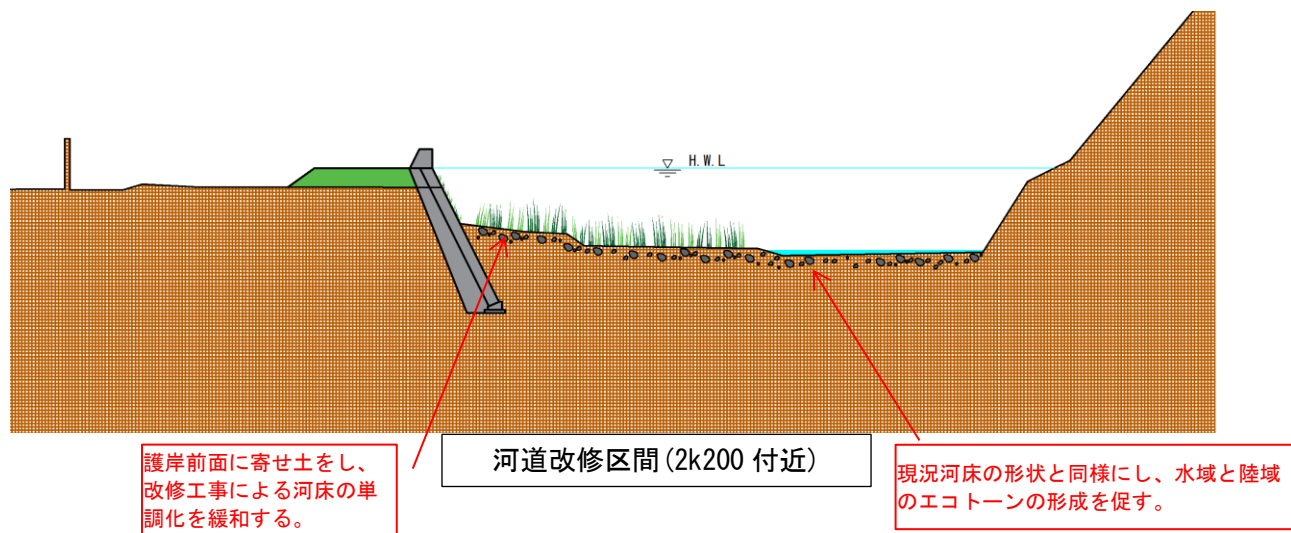


図-3.1.8 三津大川縦断図



※実施に際しては、今後の調査・測量結果により、護岸の構造が変更になる場合もあります。

図-3.1.9 三津大川横断面図のイメージ図

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

3.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理については、災害発生の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全等の観点から、河川の機能が十分に発揮されるよう適切な実施に努めます。

特に、洪水に対する安全性の確保については、別途定めた河川維持管理計画に基づき、河川巡視や点検を実施し、異常や損傷の早期発見や状態把握に努め、必要な維持管理対策を行うことで、効率的・効果的な施設の機能を維持します。

また、デジタル技術の活用などにより、河川管理の高度化に取り組むほか、河川アダプト活動の支援など、住民との協働による良好な河川環境の維持にも積極的に取り組みます。

3.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

河川の維持の施行場所は、三津大川流域で広島県が管理する全区間とします。

(1) 流下能力の維持

「3.1.1 河川工事の施行の場所」に示した区間以外で、平成30年7月豪雨による洪水及び令和3年7月洪水相当の流量で家屋浸水被害が発生する区間について、暫定的な護岸のかさ上げを実施するなど、家屋浸水被害の軽減に努めます。

(2) 河道の維持

河川の流下能力を適切に維持するため、管理基準及び明確な目標設定を行ったうえで、堆積した土砂等が、治水上支障となる場合は、環境面も配慮しつつ掘削等必要な対策を講じます。

また、河床低下により、護岸等構造物の基礎が露出すると災害の原因になるため、早期発見に努めるとともに、河川管理上支障となる場合は、適切な処理を行います。

(3) 護岸、堤防等の維持

護岸、堤防等の河川管理施設については、法崩れ、亀裂等の異常について早期発見に努めるとともに、河川管理上の支障となる場合は適切な処理を行います。

また、今後多くの河川管理施設が耐用年数を迎えることが想定されており、これらの施設の機能をより長く発揮させるため、長寿命計画を策定するなど、必要に応じて老朽化対策を行います。

(4) 植生の維持

良好な河川環境を保全するため、必要箇所の草刈や樹木の管理を地域住民と協力しながら行います。

(5) 汚濁流出の防止

河川改修時に発生する濁水については、動植物の生息・生育・繁殖環境、河川景観等への配慮から、これを防止または、軽減するよう努めます。

(6) ゴミ等対策

三津大川流域のゴミ等対策について、河川巡視により監視の強化に努めるとともに、地域住民・行政が一体となり、地域ぐるみで河川の美化を目指すよう、河川の浄化運動や一般市

民を対象に川についての理解を深めてもらう活動などを行います。

また、関係機関と連携して対策を検討します。